

## 公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条例第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しを、この公告の日から 2 週間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 26 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所  
新崎 清志  
静岡市駿河区曲金四丁目 4 番 16 号
- 2 商業施設の名称及び位置  
（仮称）エディオン静岡曲金店  
静岡市駿河区曲金七丁目 385 番 1 外 5 筆
- 3 意見に係る届出  
静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出
- 4 届出年月日  
平成 26 年 6 月 23 日

5 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
<p>台風の影響ではあるものの、予定されていた住民説明会が中止となった。当日は多くの住民が会場まで来場していたことから、出店に対する注目度は高いものであると考える。再度、説明会を実施する予定はないのか。</p>	<p>住民説明会の開催においては、台風の影響があり、静岡市と協議した結果中止となりました。また、本条例の手続きにおける、住民意見の期限及び再度、会場を確保し、新聞折込みを実施しての住民説明会は期間的に困難であることから、静岡市と協議した上で、延期ではなく中止となりました。</p> <p>ただし、商業施設の立地によって、一番影響があると見込まれる近隣においては、出店地の自治会の自治会長と相談させていただき、8月5日15時から曲金中央公民館にて説明会を開催させていただきました。</p>
<p>中止となった説明会当日に配布された資料は、縦覧資料と同様であり、情報が少ない印象を受けたが、説明会では何を説明しようとしていたのか。</p>	<p>あくまでも条例の説明会となりますので、主に本条例で届出した内容についての説明となります。本条例の手続きは、都市計画法に定める開発行為の許可申請や建築基準法に定める建築確認申請、大規模小売店舗立地法に定める届出よりも前に実施することとなっているため、詳細な内容が決定する前の「構想」を届け出ることとなっており、どのくらいの規模の商業施設が、どこに、いつごろ出店する予定かということを知り、広く意見を募ることを目的としております。</p> <p>そのため、商業施設の具体的な内容や、交通や騒音等の環境に関する事項に関しましては、これから進めていきます大規模小売店舗立地法等の手続きの中で関係各課と協議していくこととなり、大規模小売店舗立地法の届出後には、その内容につきましての地元説明会が別途開催される形となります。</p>
<p>現時点で計画している「営業時間」及び「休業日」並びに「電化製品以外の販売品目（日用品等を扱うか）」を教えてください。</p>	<p>営業時間は現時点での予定では10時～21時と考えております。休業日はございません。日用品についても取り扱うことを予定しておりますが、どのような品目をどの程度のスペースで販売するかについては、現時点では決定しておりません。また、それ以外に住宅のリフォーム・太陽光事業も実施する予定です。</p>

家電以外に、日用品も取り扱う場合、エディオン以外のテナントが入る場合があるのか。※	エディオン以外のテナントが入ることは現時点では考えておりません。
商圈はどの程度の範囲か。※	半径3km程度です。
池田街道の渋滞対策や歩行者・自転車の安全対策について十分検討し、対応してほしい。※	周辺の状況や特性を確認し、今後、警察や市の関係部署と協議・検討を行い、渋滞対策に努めます。
平成26年中に工事は開始されるのか。また、工事が開始された後は、工事車両の入出庫や洗車等については十分配慮し、対応してほしい。※	地盤や建物に関する工事は平成27年1月からを予定しています。ただし、盛土工事は年末に実施する可能性があります。工事中については、工事関係者に南幹線からの左折での入出庫や敷地内でタイヤ等の洗浄を行った後に出庫するよう周知徹底いたします。
地域の一員として、自治会活動に協力してほしい。※	出来る事と出来ない事はございますが、出来ることは協力させていただきます。

※ 意見書の提出はありませんでしたが、周辺地域からいただいた意見・要望についても、その見解を報告します。